

令和7年度静岡県介護保険施設等指導方針

この方針は、静岡県が、介護サービス事業者に対して行う指導について、重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

I 基本的な考え方

介護サービス事業者の指導に当たっては、より良い介護サービスの実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とします。

具体的には、指定基準、報酬基準が、いかなる法令等により定められているのか、法令、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q & A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

指導に当たっては、事前に提出を求める書類や指導当日に確認する書類について事業者の負担軽減に十分配慮しながら行うこととします。

なお、運営指導に当たっては、あらかじめ日時、場所等を文書により介護サービス事業者へ通知しますが、あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

II 指導の重点事項

1 医療と介護の連携

介護保険施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護）について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の事項について指導します。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めているか。（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。令和9年3月末日までの経過措置後は義務となることについて指導します。）

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。（特定施設入居者生活介護は努力義務）
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。（特定施設入居者生活介護は努力義務）
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を常時確保していること。（特定施設入居者生活介護は対象外）

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者等の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しているか。

ウ 入所者等が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めているか。

2 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

事業所に配置される従業者が、条例・規則で定められている基準数を下回っている状況が見

受けられるため、介護サービスの質を確保する意味から、人員基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

【留意事項】

- ・ 従業者の勤務状況を示す書類が整備されていない、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることが確認できない事業所が見受けられるため、従業者の勤務実績を確認できる書類を適切に整備するよう指導します。
- ・ 特に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設されている事業所の従業者について、これら住宅における業務との兼務状況を明確に区分していない事業所が見受けられるため、勤務実績を明確にするよう徹底を図ります。
- ・ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であることなどにより本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられるため、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるよう指導します。
- ・ 介護サービス事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう指導します。

3 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

(短期入所系サービス、居住系サービス、施設系サービスが対象)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するよう指導します。

(令和9年3月末までの経過措置後は義務となることについて指導します。)

(2) 虐待防止の徹底(減算対象)

介護サービス利用者の尊厳の保持にとって、利用者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組が図られるよう、以下の事項について指導します。

- ・ 担当者を置いた上で、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか
- ・ 虐待が起きてしまった場合(虐待の疑いがある場合を含む)について、事業所として適切な対応が行われているか

(3) 身体拘束廃止の徹底(減算対象)

適切な手続を踏まない身体拘束は、虐待に該当する場合もあり、手続の面で極めて慎重な取扱いが求められているにもかかわらず、適切な手続を踏むことなく身体拘束を行っている事業所が見受けられることから、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 例外3原則(切迫性、非代替性、一時性)の要件の適合状況の確認
- ・ 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 利用者・家族への説明
- ・ 身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
- ・ 身体拘束の適正化のための指針の整備
- ・ 身体拘束に係る従業者に対する定期的な研修の実施
- ・ 「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認

(4) 感染症対策の強化

感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が適切に行われるよう指導します。

(5) 非常災害対策の徹底

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震、令和6年1月に発生した能登半島地震のほか、全国各地で多発している風水害などの自然災害の教訓を活かし、また、予想される南海トラフ巨大地震や水害・土砂災害への備えとして、高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 水防法又は土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく市町地域防災計画に定める要配慮者利用施設による避難確保計画の作成と当該計画に基づく避難訓練の実施及び市町への報告
- ・ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成と定期的な避難・救出訓練の実施
- ・ 国の運用する災害時情報共有システムについての周知

【留意事項】

- ・ 災害発生時に被害の有無を市町へ報告する、地域と日頃から連携体制を取るなど、県が作成した「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づいて対応するよう指導します。
- ・ 県と県老人福祉施設協議会(平成24年度)、県老人保健施設協会(平成25年度)とで締結した「災害時における施設サービス継続のための連携等に関する協定」に従い、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等には、協定の趣旨を踏まえた対応を依頼します。
- ・ 食料、飲料水等の備蓄、地域との連携等の努力義務については引き続きその対応を促します。

(6) 業務継続に向けた取組の強化（減算対象）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。

(7) 事故防止対策及び苦情対応

- ・ 事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。
- ・ 市町に報告すべき事故を理解していない、市町に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。
- ・ 苦情は、サービスの質向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえた取組を積極的に行うよう指導します。

(8) 「計画」の適切な作成

ア 居宅サービス事業所等における個別サービス計画

- ・ ケアプランの交付遅れなどにより、ケアプランの内容を確認できない場合であっても、個別サービス計画を作成し、当該計画を利用者等に説明し、同意を得て、利用者に交付したうえで、サービス提供を行う必要があることについて、徹底を図ります。
- ・ ケアプランに沿って個別サービス計画が作成されていない事例や個別サービス計画に、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等必要な事項が記載されていない事例などが見受けられることから、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図るよう指導するとともに、ケアプランに沿った適切な内容の個別サービス計画を作成するよう徹底を図ります。

イ 施設サービス計画

- ・ 介護保険施設等の施設サービス計画について、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うよう指導します。
- ・ サービス担当者会議について、適時適切に開催しているか確認します。
- ・ モニタリングについて、介護支援専門員が定期的に入所者に面接して行われていない事例、結果の記録の内容が不明確な事例などが見受けられるため、サービスの実施状況、入所者等の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等を適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。

(9) 「特別養護老人ホームにおける入所手続」の適正な運用

平成 27 年 4 月 1 日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護 3 以上の方に限定され、要介護 1 又は 2 の方については、やむを得ない事由がある場合に特例入所が認められることとなったが、手続が適切に行われていない施設が見受けられることから、入所手続が適正に行われるよう指導します。

また、平成 29 年 4 月改正の優先入所指針に沿った入所手続が適正に行われていなかったり、優先入所基準が作成されていない施設が見受けられることから、当該指針に沿った入所手続が適切に行われるよう指導するほか、優先入所指針の令和 5 年 4 月改正を踏まえた取組を行うよう指導します。

(10) 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営

住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする訪問介護事業所や通所介護事業所等について、個別サービス計画に沿って適切にサービス提供を行っておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所が見受けられることから、これらの事業所に対して適正な運営を強く指導します。

また、当該有料老人ホーム等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われることがないよう、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めるよう指導します。

(11) 通所系事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底

認定こども園における置き去り事案を受け、介護事業所においても送迎時の利用者の安全管理の徹底を図るよう指導します。

4 報酬請求指導

運営指導等において、毎年不適切な報酬請求が確認されています。また、数次にわたる改定で介護報酬体系は複雑化しています。

このため、加算等についての基本的な考え方や基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかを確認することにより、不適正な請求の防止とより良いケアへの質の向上を図ります。特に令和 6 年度に報酬改定が行われたことから、適正に算定されているか引き続き確認します。

【留意事項】

- ・ 加算等の請求に当たっては、報酬基準上の要件を担保していることが必要であることは当然であり、毎月の報酬請求においては事業者自ら不備がないよう確認することが求められること、報酬基準上の要件を担保しているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努めます。
- ・ 介護給付費適正化システムによる利用実績により、通所系サービスにおいて、前年度の利用延人員の実績に基づき決定する事業所規模(施設等の区分)を確認せずに、従前の規模区分のまま誤った介護報酬請求を行っていた事例が判明し、返還指導されているので、特に留意して指導します。

5 その他

(1) 介護サービス情報公表

介護サービス事業者には、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報の報告が義務付けられており、県は報告に基づきその情報を公表しています。令和6年度の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者に対し、財務状況の分かる書類の報告が義務付けられたことから、当該制度の周知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して報告するよう指導します。

(2) 介護サービス事業者の経営情報の報告（新規）

令和6年度から、介護サービス事業者の経営状況を把握し、事業者を取り巻く様々な課題に対する適切な支援策を検討するため、介護サービス事業者に対し、介護施設・事業所における収益及び費用、職種別の人員数等の報告が新たに義務付けられました。そのため、当該制度の周知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して報告するよう指導します。

(3) 書面掲示

令和7年度から事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう義務付けられたことから、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するよう指導します。

(4) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員等処遇改善加算制度については、運営指導において、令和6年6月改正後の加算の算定要件（①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境要件）に合致しているか、また、事業所の管理者がキャリアパス要件等の内容を理解しているかに加えて、介護職員等処遇改善計画の周知が適切な方法により実施されているかを確認します。

(5) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者に対して、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(6) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(7) 静岡県介護保険等同報メール配信システムへの登録の促進

県内の介護サービス事業者等へのお知らせ、各種依頼等については、県のホームページに掲載していますが、制度改正や報酬改定に対するQ&A等重要な情報を早期に、かつ、確実に伝えるため、メール配信システムへの登録の促進を図ります。

(8) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。